



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における地主制形成の前提（続）
Author(s)	杉上, 忠幸; SUGIUE, Tadayuki
Citation	北海道大学農経論叢, 16, 41-66
Issue Date	1960-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10786
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_p41-66.pdf



北海道における地主制形成の前提(続)

杉 上 忠 幸

目 次

- 1 はしがき
- 2 農民的商品生産の展開
- 3 寄生地主制の経済的基盤の成立
- 4 むすび

一 はしがき

北海道は明治初年以來、開拓が進行し、日本資本主義発展の重要な一環を担つて來たが、農業においては急速に地主制が形成され、農地改革前はそれが農業における生産構造の中軸をなしていた。従つて、北海道において農民層の本来的な階級分解ではなくして、地主制の形成が何故に必然であつたのかは日本資本主義分析の重要な問題点の一つとなる。それは、周知のように所謂地租改正以後府県農業において、寄生地主制の形成が急速に進行したのはどのような歴史的必然に基因するのかという問題が日本資本主義分析の重要な問題点となつてゐると相關連する問題でもある。

従つて、このような視角から、北海道における地主制形成の前提として、北海道の農業における農民的商品生産を検討したのが前提である。そこにおいては、開拓が進行しつつあつた明治二〇年代後半以後大小豆・馬鈴薯・菜種等の一般畑作物を栽培する農民的商品生産の発生があつたことを指摘し、それが府県からの小作農移殖を可能にした経済的基礎であつたと考察した。

註(1) 拙稿「北海道における地主制形成の前提」北大「農経会論叢」第十五集参照。

確かに、地主制の一心の確立が認められる明治末年には、農民的商品生産の展開と小作農業の進展は、当時の農業生産の中核地帯を中心に極めて顕著に併進していたといえる(表一参照)。(商品作物の作付比率及び水田面積の大小は、ここでは商品生産の展開を把握する指標として用いている。以下これに準ずる)。

表 1 水田面積、商品作物作付比率(畑作)と自小作年比率及び小作比率

	※商品作物 作付比率	水田面積		自作小作別農家比率									小作地比率			
				明治40年			明治44年			畑		水田				
		明治 39年	明治 44年	明治 39年	明治 44年	自作	小作	自小 作	自作	小作	自小 作	明治 39年	明治 44年	明治 39年	明治 44年	
		(A)商品生産が進み小作化	浜益郡	127.4	55.8	181.3	219.5	30.1	37.1	32.8	31.8	50.3	17.9	67.6	52.0	49.8
	夕張郡	59.2	56.0	1,689.3	2,271.3	46.2	39.8	14.0	22.2	73.1	4.7	73.6	89.1	87.3	69.9	
	空知郡	62.8	74.6	1,665.7	3,603.0	40.3	46.3	14.4	40.6	51.8	7.6	54.4	52.2	50.7	45.0	
	雨竜郡	58.1	55.8	725.4	3,524.4	37.9	55.6	6.5	29.9	58.8	11.3	69.4	73.6	17.0	53.0	
	上川郡(石狩)	55.0	53.6	3,790.6	15,122.9	46.5	48.3	5.2	35.5	56.3	8.2	54.6	70.7	37.2	65.0	
	空知(富良野)郡		56.1	189.6	582.0	39.8	54.2	6.0	32.0	64.0	4.0	(51.9)	49.7	(30.4)	29.0	
	山越郡	130.5	56.2	12.0	3.8	37.1	46.0	16.9	32.5	56.4	11.1	58.4	62.0	11.7)	0	
	新冠郡	57.8	70.4	5.0	12.3	37.0	53.5	9.5	10.2	62.8	27.0	48.1	64.7	0	50.0	
	浦河郡	57.7	68.8	20.4	55.1	40.0	23.2	36.8	31.5	33.4	35.1	11.2	43.2	27.8	28.1	

も進んでいる郡

1

(B)両者の進行が共に遅れている郡

上川郡(河西)	189.1	59.4	-	5.8	52.7	42.6	4.7	37.7	47.1	15.2	40.0	59.1	0	0
札幌市	41.6	52.4	26,605.5	3,748.4	43.2	40.2	16.6	39.0	44.8	16.2	29.9	44.3	25.7	30.7
余市郡	48.7	51.6	292.0	477.1	37.0	51.1	11.9	33.8	53.2	13.0	65.5	63.5	-	72.6
岩内郡	48.4	50.9	571.5	785.7	47.8	31.2	21.0	37.2	50.4	12.4	48.3	54.9	-	42.0
蛇田郡	-	50.2	46.8	7.1	45.1	42.2	12.7	42.2	47.5	10.3	-	47.6	-	95.9
勇払郡(室蘭)	48.5	68.3	1,424.3	1,846.2	35.8	44.6	19.6	37.6	44.0	18.4	33.9	44.2	32.1	55.6
十勝郡	37.2	66.7	0.3	0.9	22.1	70.8	7.1	2	1	59.0	13.9	68.5	75.5	0
河西郡	25.1	61.8	7.5	56.3	51.3	30.0	18.7	45	3	43.6	11.1	40.8	35.0	0
千歳郡	49.9	34.9	122.3	1,599.8	49.7	39.5	10.8	67.6	22.8	9.6	32.5	25.3	20.2	15.4
歌島郡	40.8	30.6	0.1	4.2	50.5	40.8	8.7	52.2	34.4	13.4	61.3	56.0	0	0
爾志郡	65.0	52.7	3.3	4.2	80.0	1.6	18.4	55.8	18.3	25.4	5.7	1.2	0	0
前松郡	46.1	44.2	169.0	79.7	97.8	1.8	0.4	59.5	29.5	13.0	16.1	31.3	38.8	25.4
田前郡	44.2	45.4	22.9	27.0	78.6	8.0	13.4	86.2	4.0	9.8	7.9	11.4	33.2	17.8
亀田郡	34.8	31.4	3,005.9	3,173.5	60.4	23.4	16.2	54.3	22.8	22.9	42.4	41.3	53.4	53.0
静内郡	66.6	43.8	83.7	150.0	39.6	40.7	19.7	33.2	36.2	30.6	35.2	33.5	22.6	16.3
様似郡	50.5	39.8	11.7	1.8	87.6	12.4	?	88.7	1.2	10.1	31.9	3.1	43.5	0
白糠郡	-	49.6	-	-	60.7	38.4	0.9	58.1	41.6	0.3	-	31.4	-	-
路室郡	-	16.9	-	-	68.7	25.6	7.7	72.9	20.9	6.2	-	13.7	-	-
根室郡	-	26.9	-	-	97.4	2.0	0.6	99.4	-	0.6	-	0	-	0
斜里郡	-	28.8	-	-	92.0	8.0	-	90.6	6.1	3.3	-	1.5	-	-
網走郡	-	29.8	3.1	1.7	63.6	27.4	9.0	68.2	23.5	8.3	-	34.2	-	0
紋別郡	33.8	33.8	-	-	56.6	32.0	11.4	61.2	28.1	10.7	23.1	32.1	0	-
枝幸郡	-	50.8	-	-	31.9	46.5	21.6	80.0	13.3	6.7	-	11.1	-	-

	宗	谷	郡	-	29.3	-	-	49.3	41.8	8.9	57.1	8.7	34.2	-	31.7	-	-
	苦	前	郡	20.7	50.3	16.0	134.2	61.4	25.0	13.6	43.7	23.7	32.6	36.3	38.6	0	32.8
	茅	部	郡	20.5	20.8	13.8	7.2	73.0	16.0	11.0	74.4	18.4	7.2	59.8	44.8	0	0
Ⅱ 商品生産は進んでいるが小作化は遅れている郡	石	狩	郡	44.9	55.4	679.2	684.2	56.1	36.7	7.2	45.8	45.8	8.4	56.7	41.4	31.6	62.2
	上	川(天塩)	郡	-	65.2	11.0	252.6	62.1	32.3	5.6	58.8	32.6	9.6	(25.1)	34.4	-	27.5
	奥	尻	郡	34.5	57.4	1.2	7.3	76.0	9.2	13.9	71.6	15.4	13.0	18.7	17.7	0	0
	虻	田(虻田・弁辺村)	郡	27.6	57.4	1.5	7.1	34.8	51.7	13.5	50.3	40.3	9.4	47.0	45.9	-	2.0
	沙	流	郡	56.3	52.4	64.4	107.7	48.1	37.7	14.2	55.0	32.4	12.6	56.0	41.8	48.7	37.4
	広	尾	郡	56.1	101.2	-	-	49.9	12.6	17.5	57.6	32.1	10.3	37.2	24.4	0	-
	中	川	郡	39.7	73.3	0.3	34.0	41.3	52.3	6.4	45.6	38.1	16.3	38.5	43.5	0	2.9
	河	東	郡	74.2	73.6	7.0	41.0	29.5	62.5	8.0	42.4	40.4	17.2	60.0	21.7	0	30.5
	有	珠	郡	64.0	64.4	312.5	370.0	43.0	44.6	12.3	48.4	39.0	12.6	39.3	46.2	9.5	17.2
	天	塩	郡	21.4	66.6	-	5.3	55.3	38.6	6.1	50.7	40.6	8.7	48.0	40.1	0	0
	小	樽	郡	14.7	58.5	39.2	57.8	38.5	26.3	35.2	49.7	21.9	28.4	71.5	62.3	29.1	49.8
	瀬	棚	郡	59.7	68.7	4.3	5.7	51.6	38.3	1.1	44.2	39.6	16.2	42.6	41.2	0	0
	三	石	郡	66.8	83.1	15.6	49.7	57.3	29.0	13.6	52.7	31.7	15.6	19.9	23.3	-	26.8
Ⅲ 商品生産は遅れている	厚	田	郡	16.7	20.4	213.3	151.0	40.9	52.2	6.9	29.9	56.8	13.3	22.5	47.8	34.5	56.0
	樺	戸	郡	33.9	43.8	1,311.4	2,436.5	29.7	40.6	29.7	38.8	48.2	13.0	59.0	52.7	32.3	45.7
	中	川(天塩)	郡		41.3	-	5.0	21.5	76.8	1.7	9.1	90.5	0.4	(64.8)	47.6	-	-
	寿	都	郡	22.4	32.4	8.0	13.2	29.5	62.9	7.6	28.8	53.1	18.1	61.8	56.1	0	0
	太	樽	郡	49.3	32.6	1.2	1.3	23.9	46.9	29.2	23.2	39.5	37.3	60.0	45.7	0	0
幌	別	郡	49.4	10.5	8.8	8.8	33.0	45.0	22.0	29.3	45.2	25.5	30.8	69.0	0	0	

表 2 農産物の府県移出高

		明治 37年	明治 38年	明治 39年	明治 40年	明治 41年	明治 42年	明治 43年	明治 44年
大豆	生産量(A)(石)	387,555	359,452	392,146	539,046	598,342	581,206	628,440	660,847
	移出量(B)(石)	185,773	197,201	232,294	269,903	332,343	461,494	383,290	337,839
	比率 % (%)	48.0	55.0	59.2	50.0	56.0	79.4	61.0	51.1
小豆	生産量(A)(石)	219,880	301,800	345,172	366,180	283,561	352,561	499,542	385,229
	移出量(B)(石)	140,152	208,909	229,664	282,246	308,533	254,973	254,284	-
	比率 % (%)	64.0	69.3	61.4	77.1	72.3	50.9	50.9	0
菜種	生産量(A)(石)	156,942	177,317	191,535	191,671	191,417	207,604	226,865	231,791
	移出量(B)(石)	122,024	125,806	131,780	61,838	246,574	158,251	190,472	180,838
	比率 % (%)	77.8	70.9	68.7	32.3	102.9	76.3	84.0	78.2
菜豆	生産量(A)(石)	59,911	80,751	80,586	101,744	94,592	102,885	141,604	170,204
	移出量(B)(石)	30,891	63,271	93,796	9,412	853	60,983	76,118	159,507
	比率 % (%)	51.6	78.4	101.6	9.3	0.9	59.3	53.7	93.7
豌豆	生産量(A)(石)	17,815	32,362	46,637	62,714	44,710	51,090	81,034	99,169
	移出量(B)(石)	-	-	-	45,161	46,583	35,377	51,780	96,697
	比率 % (%)	0	0	0	72.0	104.0	69.1	53.9	97.6
燕麦	生産量(A)(石)	418,236	548,454	377,889	426,563	524,979	979,609	830,036	854,482
	移出量(B)(石)	189,198	378,976	107,370	117,689	61,555	246,913	325,149	299,570
	比率 % (%)	45.2	67.2	26.7	27.7	11.7	25.3	39.1	35.1
小麦	生産量(A)(石)	47,002	75,011	102,201	91,374	101,323	127,989	177,047	184,220
	移出量(B)(石)	1,822	22,796	6,518	26,630	23,286	84,481	104,489	112,780
	比率 % (%)	3.9	29.4	6.4	29.2	22.9	66.0	59.8	61.1
米	生産量(A)(石)	287,611	159,939	230,582	364,610	302,180	416,244	491,680	474,889
	移出量(B)(石)	-	239	19,530	19,815	50,380	60,245	70,618	167,189
	比率 % (%)	0	0.15	8.5	5.4	16.6	14.5	14.3	35.2

産業調査報告書第二巻より作成

表 3 北海道における主要商品作物の栽培

	明治35年	明治38年	明治41年	明治44年
米	16,505.9	19,432.3	26,910.5	39,822.9
大豆	41,407.6 (15.3)	43,094.0 (15.3)	78,360.1 (18.1)	76,434.8 (14.0)
小豆	33,398.0 (12.4)	34,520.3 (10.1)	46,304.0 (10.5)	50,377.3 (9.2)
馬鈴薯	19,265.5 (7.1)	23,215.9 (6.8)	25,595.9 (5.9)	31,644.3 (5.7)
菜種	19,312.9 (7.1)	20,482.8 (6.0)	22,122.8 (5.1)	26,566.4 (4.9)
燕麥	9,763.9 (3.6)	24,592.7 (7.2)	24,460.1 (5.4)	44,973.6 (8.2)
小麥	6,282.7 (2.3)	7,156.2 (2.1)	10,210.7 (2.4)	20,430.9 (3.7)
菜豆	7,121.4 (2.6)	8,083.8 (2.4)	11,629.7 (2.7)	18,113.7 (8.3)
豌豆	2,082.4 (0.8)	2,932.7 (0.8)	6,360.8 (1.5)	10,948.4 (1.9)
亜麻	4,058.5 (1.3)	4,203.3 (1.2)	4,203.3 (1.9)	4,068.9 (0.7)
畑地面積	270,153.0 (100.0)	341,657.0 (100.0)	432,878.0 (100.0)	535,770.0 (100.0)

北海道庁統計書より作成

中央部に栽培され始め、以後その生産は急速に増加した¹⁰⁾。これは道内市場で多く消費されたが、一部は府県市場にも移出された。そして、必然的にこれらの商品作物の栽培面積も拡大していった(表3参照)。

註(2) 「輸出品としての北海道重要農産物・北海道農会」——本稿においては以下「重要農産物」と略称——(第十一章馬鈴薯)によれば「馬鈴薯の……略……輸出額は、生産額に比し、甚だ小なるも、馬鈴薯生産物たる澱粉として輸出さるる最少なからず……略……即ち年々約六十万円は澱粉として府県に輸出されつつあり」と。同書によれば、北海道における馬鈴薯澱粉の生産量と輸出品量は次の如し。

年次	生産戸数	生産量 (A)	輸出品 (B)	B/A (%)
明治 39 年	2,526	4,156,023 ^F	4,292,575 ^F	103.2
" 40 年	2,901	4,676,941	8,593,218	183.8
" 41 年	3,475	5,818,675	3,860,915	66.4
" 42 年	5,232	9,250,175	5,944,005	64.2
" 43 年	9,065	14,316,014	7,843,900	54.7

(3) 前掲拙稿「前提」参照。

(4) 前掲「重要農産物」(第一章大豆)によれば「明治四十三年の調査による。全国大豆総産額は、約三百四十万石にして、内本道産は約六十万石なり……略……府県に在りては、生産額は全部消費し、更に本道より三十五万石、朝鮮より四十五万石、外国より七十五万石(支那の約三十万石、関東州の約四十五万石筆者註)の輸入を仰ぎつつあり、故に該三者は本邦市場において對抗の姿に在り」。

(5) 前掲「重要農産物」(第二章小豆)によれば「本邦に於て、年々産出する八十七万石余の小豆は、悉く国内にて消費し、更に五、六十万円の小豆を清国及び印度、支那地方より輸入しつつあり、単に北海道を除ける府県について見るにその消費額は生産額に依つて充て能はずして、主産地たる本道より年々二、三十万円の輸入を為せり」。

(6) 前掲「重要農産物」(第六章菜種)によれば「本道より府県に輸出する菜種の額は二十万石に近し……略……殆んど全部(生産額の)移出される有様にして、価格二百万円、輸出品物中、大・小豆を除いては主位を占め、頗る重要な地位に在り」。

(7) 前掲「重要農産物」(第四章豌豆及菜豆類)によれば「菜豆類は農産物中第八位を占め、豌豆は更に下位にありと雖も、輸出品としては頗る重要な位置を占め、殊に近年多額の外国輸出を見るに至り、益々世人の注目を惹く作物なり」。

(8) 燕麥の需要の多くは旧日本陸軍糧秣本廠である。即ち前掲「重要農産物」(第五章燕麥)によれば「三十七八年頃の増加は、日露戦後の影響を受けたものにしてその後陸軍糧秣本廠が本道に派出所を設置せしは、明治四十一年にして、それ以来頗る産額を増加し……略」と。

(9) 前掲「重要農産物」(第三章小麦)によれば、「本道産小麦の半数は、本邦府県に輸出され、明治四十三年に、十万四千四百八

表 4 商品作物の作付集中と分散傾向

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	全道総計
米	明治39年	上川 ^郡 15.7 3,790.6	亀田 ^郡 12.6 3,005.9	札幌 11.2 2,660.5	夕張 7.1 1,680.3	空知 7.0 1,665.7	22,827.7
	明治44年	上川 34.0 15,122.9	札幌 8.4 3,748.4	空知 8.1 3,603.0	雨竜 9.9 3,524.4	亀田 7.1 3,173.5	44,479.1
小	明治39年	空知 16.3 1,516.0	虻田 8.6 794.5	札幌 6.5 606.8	石狩 5.4 503.9	夕張 5.3 491.2	9,297.0
麦	明治44年	空知 18.4 3,768.8	空知 ^(富良野) 9.4 1,925.0	上川(天塩) 5.9 1,211.2	虻田 5.5 6,121.4	札幌 5.5 1,116.3	20,430.9
燕	明治39年	空知 11.5 2,054.4	山越 9.6 1,720.0	上川 9.5 1,694.9	札幌 9.1 1,620.1	石狩 7.1 1,265.7	17,885.7
麦	明治44年	空知 16.3 7,256.4	札幌 14.0 6,705.5	上川(天塩) 7.2 3,256.7	石狩 7.1 3,198.3	虻田 6.3 2,807.9	44,973.6
大	明治30年	中川 11.1 5,051.3	有珠 5.5 2,402.5	空知 5.3 2,312.3	瀬棚 5.2 2,305.2	札幌 5.2 2,274.5	43,924.6
豆	明治44年	中川 12.1 9,241.2	瀬棚 6.3 4,781.6	河西 5.8 4,435.4	有珠 5.2 3,929.3	河東 5.0 3,800.0	76,434.8
小	明治36年	空知 23.2 8,955.3	上川 10.0 3,870.1	雨竜 9.9 3,714.7	夕張 6.6 2,434.6	札幌 5.7 2,187.5	38,700.6
豆	明治44年	空知 17.7 8,916.0	上川 7.5 3,749.5	夕張 7.1 3,565.0	雨竜 6.7 3,387.8	上川(天塩) 4.4 2,210.0	50,377.3
菜	明治39年	余市 11.5 934.7	空知 8.9 740.8	雨竜 6.4 529.4	有珠 5.1 422.1	上川(天塩) 4.8 394.0	8,304.0
豆	明治44年	虻田 18.7 3,887.8	余市 6.9 1,250.5	中川 4.4 801.1	河西 4.4 794.4	上川(天塩) 4.1 747.6	18,113.7
豌	明治39年	空知 29.4 1,491.1	夕張 10.3 524.5	岩内 10.1 513.2	磯谷 5.5 277.9	札幌 4.9 247.6	5,064.2
豆	明治44年	虻田 16.5 1,812.6	空知 14.0 1,538.1	岩内 8.4 914.4	磯谷 6.3 686.0	樺戸 5.1 560.3	10,948.4
馬鈴薯	明治39年	山越 15.0 3,436.0	空知 7.8 1,772.3	亀田 6.9 1,578.3	上川 5.5 1,254.8	札幌 4.1 927.3	22,816.7
薯	明治44年	虻田 8.3 2,634.1	空知 6.8 2,114.2	上川(天塩) 6.8 2,140.0	山越 6.3 1,983.0	上川 5.9 1,840.6	31,644.3
菜	明治39年	空知 13.2 2,498.6	雨竜 8.0 1,503.8	樺戸 7.5 1,408.3	磯谷 5.7 1,071.0	有珠 5.3 995.0	18,912.9
種	明治44年	空知 13.5 3,576.1	上川(天塩) 11.6 3,076.0	石狩 8.6 2,265.9	雨竜 6.4 1,608.4	紋別 5.8 1,547.5	26,566.4

北海道庁統計書より作成。上段は郡名及び各作物の全道作付面積に対する当該郡の作付比率（単位％）。下段は当該郡の作付実数（単位町）

十九石の輸出額あるものを知らば、市場に於ける位置の甚だ重要な事は明かにして、本道の経済上より見るも、緊要なること勿論なり」と。

(10) 北海道農會報Vol.10 No.1の「北海道農業に関する意見(中)」によれば「北海道に於ける米栽培面積の増加顕著なるは、その需要の大なると、畑作に比し利益多きが為め、水利の便なる地は勿論、その他にありても稍々大規模の灌漑溝を開鑿し、畑地を水田に変換し、これが、栽培をなすもの漸時増加せるによるものなり」と。

かくして、農産物の商品化が進展すると各種の商品作物の作付が各地に見られ、小豆・豌豆・馬鈴薯ではその作付の分散傾向が現われ始めた。然し、米・小麦・燕麦・大豆・菜豆・菜種では逆にそれらの作付は一層集中化していた(表4参照)。北海道中央部の空知・上川地方はこれら各種の商品作物の生産が盛んであつた。又十勝地方には大豆が多く生産された。従つてこれらの地方には農業における商品生産が高度に展開したと考えることができる。更に石狩・後志・室蘭・北見の各地方にも二、三の商品作物の生産の盛んな地帯があつたが、檜山・函館・釧路・網走・宗谷の地域では、商品生産の展開は極めて低かつたといえる(以上表1、表4、参照)。

商品作物の生産は所謂ベージン・ソイルの地力に基き、それを収奪しながら展開されたが、地力の減耗につれて、次第に過燐酸石灰等の肥料が用いられ始めた。然し施肥量は甚だ少く地力を維持し得るものではなかつたが(1)、肥料の購入は、漸次、農家経済に滲透し始めた。それまでの農家の貨幣支出は主として自家食糧の一部と日用物品の購入、租税及び小作料の支払に向けられていたが、漸次、肥料購入のための貨幣支出は農家の重要な貨幣支出の一つとなつてきた(2)。

註(1) 産業調査報告書(6巻農業経営)によれば「本道耕地ニ対スル反当施肥量ハ、甚ダ僅微ニシテ地力ヲ維持又ハ之ヲ増進シ能ハサル現況ニアルヲ知ヲ得ヘシ」。

肥料種類	計				用				一歩				
	過燐酸石灰及び大豆肥料	菜種油粕	魚肥	人糞尿	過燐酸石灰及び大豆肥料	菜種油粕	魚肥	人糞尿	過燐酸石灰及び大豆肥料	菜種油粕	魚肥	人糞尿	農場肥料
明治40年金額	1,848,680	1,743,385	28,997	13,007,900	45,042,800	600	6	1	2045	1001	15,500	28.5	—
明治44年金額	280,558	290,99	10,030	417,024	107,617	9	70.0	10.0	30	14.40	3.70	28.5	—
明治44年金額	3,237,395	33,195	8,282	125,360	167,000,000	64,560,550	1,472	5.0	—	44,040,888	23,903	—	—
44年金額	459,986	7,079	2,222	46,795	177,880	18,500.10	—	158	12.28	9.21	41.97	—	—

(12) 前掲「前提」及び本稿後述の仕込によつて明かな如く、仕込における農家の購入品が自家食糧・日用品・化学肥料であつたことは、農家の貨幣支出の大きなものがそれらの購入であつたことを示している。又、本稿後述の農家経済によつても農家の貨幣支出中租税の比重は相当大きかつたといえる。又、北海道の畑作小作料は早くから貨幣小作料であつたので、小作農にとつてこれは貨幣支出中、極めて大きなものであつた。猶、購入肥料が農家経済に滲透しつゝあつたことは、明治四十年三月北海道拓殖銀行が「二十人以上農業者連帯貸付規程」を設けて肥料買入資金を貸出し始めたことによつてもわかる。但し、この「規程」は自作農を対象にしたもので、小作農への肥料資金貸出しは附随的なものにすぎなかつた。即ち

株式会社 北海道拓殖銀行

二十人以上農業者連帯貸付規定

第一条 左ノ資格ヲ有スル二十人以上ノ農業者連帯シテ肥料購入ノ目的ニ使用スル為メ毎年所要ノ時期ヨリ取獲期迄ヲ一期トシ定期償還法ニ依リ預金借入申込アルトキハ本行ニ於テ調査ノ上信用確實ト認メタルモノニ限り貸付ヲ為スモノトス

一、一定ノ町村ニ參箇年以上引続キ居住シ獨立生計ヲ為シ自作農業(自作ニ準スルモノ亦同ジ)ニ従事スルモノ但シ三分ノ

一以内小作農業者ヲ加入セシムルコトヲ得

一、最近參箇年間に租税公課ノ納入ヲ怠リ之レカ処分ヲ受ケタルコトナキモノ

小作農業者ニアリテハ右ノ外最近參箇年間に小作料滞納シタルコトナキモノ

……以下略……

又、農民の生産物は直接商人に買取られるのが一般的で(13)、その生産は強い投機的性格を有し(14)、時には自給的な食糧さえも購入する程であつた。従つて、商人資本の跳梁に暴されやすく、仕込や青田売買によつて農民の生産過程が商人の流通過程に支配される場合には特にそれがひどかつた(15)。

註(13)

「産業調査報告書第二卷(農産物生産集散及消費)」によれば大豆・小豆・豌豆・菜豆は地方雜穀商(仲売入)及び仲買人が農民から買い集めて道内雜穀商委託問屋に売渡し、この委託問屋はこれを府県雜穀問屋に売渡した。小麦・藁苔は仲買人が農民から買い集めて地方雜穀商(仲買人)に売渡し、地方雜穀商(仲買人)はこれを道内雜穀商委託問屋に売渡し、彼等が府県消費者(加工者)に売渡した。米は農民から地方精米業者又は地方米穀商(卸小売商)に直接売渡された。詳しくは同書参照。

(14) 当時の商品生産が極めて投機的であつた事例は断片的ではあるが次の如くである。

北海道農會報 Vol.13 No.10 「凶作に対する 諸大家の所見」によれば「然るに本道に来る小作人等。状況を見るに一時の利益に眩惑し前後を顧みずある作物のみを沢山に作り、本年の如き、サア凶作と来ては手も足も出ぬという自ら悲境に陥る……略……彼等は或利益あるもののみを作つて高佃に売り利益を占める一方より日常の野菜や品物を需めねばならぬ宜しく持久の觀念を持たねばならぬ本年土別の場合には二十町歩も馬鈴薯を作つたが、サア這麼不作と来ては二進も三進も行かぬ俱知安の如き是亦お多福豆を一時に沢山作つた。成程薄荷の如きも一時に三千円も五千円も利益があろう、併し一方では胡瓜・茄子の端も買わねばならぬ、要するに農家は投機的觀念を持つては不可ぬ、一方に偏しては宜しくない」と。

又北海道農會報 Vol.13 No.6 「後志農業奨励方針(下)」によれば「只市佃の高一低に伴い隨時遷転し甚しきは農家本来の目的を失い投機作をなすもの少なからず」と。

(15) 当時仕込や青田売買の行われた事例、例えば次の如くである。北海道農會報 Vol.No.19 「北海道の農業金融について」によれば「翻つて本道に於ける、大農場の経営を見るに、小作人に対し、食料等を貸付くるに際しては金利を見積るを以て、その価格は、市場の物価より高佃にして、これに反しその主産物を引取、精算を為すに当りては、市場の物価より安佃を以てするの、往々之れあり。所謂売る物は高くして、買う物は安く、恰も彼の漁場仕込法の如きものを、農場に移せるの觀あるは、誠に憂ふべしとす」と。

又前掲「主要農産物」(第三章小豆)によれば、而して(小豆の、筆者註)産地商人と生産者との間には「仕込」あるいは「青田買」が行われ、収穫前に於て、過燐酸等の肥料、その他日用計を供給し収穫時期に買入の際、これを差引くものにして、その物品代価は、比較的高佃を払うの損失を、農家は今猶行いつつあり、又青田買も昔日の如く甚しからざるも、尚は時々行わる方法なり」と。又同書(第一章大豆)によれば「当時(十勝・釧路地方の、筆者註)商人は、春期四、五月の頃、生産者は生産品の売買を為し、代金の前金として資金を貸付し、収穫後生産品を以て弁済せしむるもの尠からず」と。又北海道農會報 Vol.No.80 「農業視察談」によれば同地方(樽山支庁管内、筆者註)には大豆の青田売買行れつつあるが、これらは甚だ結果の不良なるものにて」と。猶、前掲拙稿「前提」をも参照。

従つて、不況や凶作には、自作農の小作農化、農民の半プロ化、脱農化が激しく進行したが(16)適當の大きさの家族労働力で地力のある土地を耕作する農家には豊作や農産物価格の高騰に恵まれて、投機的に成功し、急速に経営を拡大するものもあつた(17)。中には雇人や定期雇、日雇を使役して大規模且つ専門的に経営する(18)ブルジョワ的萌芽を有する経営に発展するものもあつた。例えば

吉沢寅吉 石狩国石狩郡生振村、初め雇人、購入、払下げにより土地集積。所有地畑一八町五反うち自作一三町五反、同小作五町年間収入一、二〇〇円、年間支出一、〇〇〇円、残二〇〇円、家族三人、雇人二人。

泉 麟太郎 石狩国夕張郡角田村、払下げにより土地集積、所有地畑三四町、田一三町、牧場三三三町、うち自作畑一町、牧場三三三町、同小作四六町、収入二、三〇〇円、支出一、〇八〇円、残二二〇円、雇人五人。

石田常三郎 石狩国夕張郡角田村、初め小作及び雇人、漸時土地を購入して集積、所有地畑四三町三反、うち自作九町、収入一、二〇〇円、雇人二人。

小北 甚之助 石狩国上川郡比布村。初め雇人、購入、払下げにより土地集積す。澱粉製造をなす。所有地田五町。畑九〇町、うち自作畑二〇町（馬鈴薯専營）同小作田五町、畑七〇町、収入澱粉二、五〇〇円、小作料五〇〇円、支出一、二〇〇円残り一、八〇〇円、家族三人、雇人四人。

八木周市 後志国山越郡八雲村。初め小作後払下げにより土地集積、澱粉製造をなす。所有地畑四〇町、うち自作畑四〇町、収入二、八〇〇円、支出二、一一九円、残七二四円、家族一五人、雇人二人。

竹沢嘉一郎 十勝国河西郡芽室村、初め雇人、払下げにより土地集積、所有地畑三〇町、うち自作畑一〇町、同小作畑二〇町、収入一、五〇〇円、支出一、二〇〇円、残三〇〇円、家族八人、雇人三人。

喜多辰蔵 十勝国河西郡芽室村、初め小作、払下げにより土地集積、所有地畑一八町四反うち自作畑九町同小作九町四反、収入八〇〇円、家族七人、雇人二人。

高田吉蔵 北見国網走郡網走町、雇人・商人、漸次払下げ購入により土地集積、所有地畑二八町うち自作畑一五町、商業を兼ねる。同小作一三町。雇人二人。

（明治三十九年九月移住者成績調査第一篇北海道庁より引用）

雇人の分布に従うと北海道では、このような経営は上川・後志・空知・河西の諸地域に多かつたと思われる（表5参照）。

註(6) 自作農の小作農化については例えば北海道農會報 Vol.43 No.7「北海道農業に関する意見(上)」に「唯掠奪農法を行いたる結

表5 年雇の分布

支庁別	定期雇	日雇	計	支庁別	年雇数
札幌	586	1,593	2,179	札幌	314
空知	1,353	4,365	5,719	空知	542
上川	2,409	6,828	9,237	上川	894
後志	4,530	22,359	26,889	後志	603
檜山	234	1,114	1,348	檜山	197
函館	472	1,360	1,832	函館	229
室蘭	763	2,390	3,153	室蘭	490
浦河	1,175	2,442	3,917	浦河	264
河西	681	1,852	2,533	河西	498
釧路	281	237	518	釧路	67
根室	-	58	58	根室	-
網走	1,475	7,709	9,184	網走	321
宗谷	85	277	352	宗谷	45
増毛	413	6,096	6,509	増毛	123
合計	13,871	57,006	70,877	合計	4,283

産業調査報告書 6 巻より引用

産業調査報告書
6 巻より引用

果、地力の減耗せると、農家に奢侈の傾があると、金融機関の発達不十分なることにより、農業の経営困難となり、自作農の小作農に変ずるものあるは悲むべきなり」と。又は北海道会報 Vol.13 No.4「石狩・十勝の農業」によれば十勝農業の不況を見るに至りたるは、主として主産物なる大豆作が数年引続き不作なりしによるものにして……略……現に拓殖銀行が担当流れとなりたる為め担当貸出の土地を自営しつつあるが如きは他の地方にては見るべからざる現象なり」と。

又、産業調査報告書(第六巻農業労働者)によれば、「(一)地味不良地ニ於ケル小農ノ出稼(ニ)地味普通ナルモ耕作地過少ノモノノ労働者ハ本道農業労働者中ノ主要部分ヲ占ムルモノニシテ其他ノ給源ハ地方的現象ニ過ギサルモノトス」と。従つて、日雇、定期雇の分布により、半プロ層(貧農)は半農半漁の沿岸地帯(網走・増毛・後志)と商品生産の高かつた地帯(後志・上川・空毛)に多かつたことを知り得る。

猶詳しくは湯沢誠「明治末期における北海道の農民層分解について」農総研北海道支所研究速報 Vol.13 No.1を参照。

(17) 北海道農会報 Vol.7 No.74「本道農会の良傾向」によれば拓殖銀行に対して資金を求る者の多くは、いふ迄もなく農家なるが、近頃は大口の需要者漸く減じその多くは小口の需要にて、而も是等の需要者は或はこれを以て地主より土地を買受けんとする小作人たり或は自己所有の土地を抵当として資金を得、更に新しき土地を買い増さんとする小地主たり」と。

(18) 大規模で専門的な作物栽培の記録は屢々見ることができが例えば、北海道農会報 Vol.13 No.10「凶作に対する諸大家の所見」によれば「上川地方では一戸で六十町歩の土地に馬鈴薯を蕃殖しつつある大規模の所があつて此等は悉く澱粉としている」と。前

表 6 北海道における標準的農家の農家経済収支（大正元年）

支庁別	区分	1 農場収入		2 農場支出		3 生計費		4 = 1 - (2 + 3)		5 租税		6 副業及雑収入		7 = (1+6) - (2+3+5)	
		円	圓	円	圓	円	圓	円	圓	円	圓	円	圓	円	圓
札幌	畑作農	382.130	102.092	260.997	19.041	19.054	29.814	21.796							
		539.800	136.500	322.530	80.797	28.350	35.500	87.920							
空知	畑作農	393.647	123.313	253.181	17.153	22.057	33.145	28.241							
		510.087	131.900	284.174	94.013	16.593	11.667	89.087							
上川	畑作農	445.707	114.929	279.959	50.819	23.844	25.086	52.061							
		486.329	140.800	282.955	62.574	28.728	18.900	52.746							
後志	畑作農	373.701	103.338	259.629	10.794	18.289	33.600	26.115							
		397.435	105.535	253.550	38.350	38.350	10.000	15.000							
檜山	畑作農	356.594	101.298	253.313	1.983	26.077	60.450	36.356							
		313.795	121.500	232.695	9.600	32.800	40.000	16.300							
函館	畑作農	367.446	98.066	244.710	24.670	23.988	29.780	30.462							
		447.272	119.685	281.933	45.644	32.037	55.833	69.450							
室蘭	畑作農	351.311	115.140	253.371	-17.200	17.431	49.873	15.242							
		337.400	97.500	263.450	-23.550	23.600	48.000	850							
浦河	畑作農	334.198	95.150	233.919	5.129	17.456	36.438	24.111							
		445.380	109.600	272.660	63.120	23.520	48.000	87.600							
河西	畑作農	369.872	98.827	250.133	.905	20.824	44.892	24.978							
		-	-	-	-	-	-	-							
釧路	畑作農	354.704	100.583	245.640	8.481	19.206	34.386	23.661							
		-	-	-	-	-	-	-							
根室	畑作農	337.550	139.000	248.250	-49.700	12.500	101.500	39.300							
		-	-	-	-	-	-	-							
網走	畑作農	409.057	130.183	263.901	14.973	24.663	43.864	34.174							
		-	-	-	-	-	-	-							
宗谷	畑作農	344.817	95.367	260.600	-11.150	17.767	36.667	8.750							
		-	-	-	-	-	-	-							
増毛	畑作農	344.067	96.522	354.089	-106.544	19.829	41.233	14.860							
		-	-	-	-	-	-	-							
平均	畑作農	367.491	108.129	254.906	4.456	20.214	42.909	27.151							
		400.937	120.378	274.244	46.315	27.997	34.114	52.431							

産業調査報告書6巻より引用作成。なお、原資料「生計費」には「租税」が含まれているので、これは取出して別に取扱つた。「農場支出」は種苗費飼料費肥料代消耗品費備入労行修繕費を含む

掲「重要農産物(第一章大豆)」によれば「本道の大豆耕作は府県に於ける如く、狭小なる畑地に栽培し、或は水田の周囲に畦豆として播種するものと類を異にし、広大なる畑地全体に栽培し殊に多額を産する十勝地方にありては、大規模の大豆作り行はれ、一農家にして二十町余の耕作を為すものあり」と。又、北海道農會報 Vol. 7 No. 「農事視察談」によれば「東旭川は先年より水田最も早く開け水田耕作地として知らるるだけありて、一戸の耕作反別平均四、五町歩にして多きは二〇余町のものあり而してその手入悉く充分に行届けるを見る」と。

このような商品生産における生産力の平均的な水準では、農業生産は農民の生活を維持し得るもの(家族労働力の再生産)にすぎなかつたが、それさえ容易ではなかつた。「農場収入」は「農場支出」と「生計費」とで消費されたので、農民は「租税」を支払い生活に幾らかでも余裕を得る為には副産物を販売し、又、出稼等をしなければならなかつた(9)。但し、稲作中核地帯の農民の状態はこれより幾分よかつた。表6はこれを示している。

註(9) 表6の「副業及雑収入」には畜産物収入が含まれていると思われるが、然し全く副業的なものにすぎない。

三 寄生地主制の経済的基盤の成立

北海道の小作料は水田で現物、畑では貨幣小作料が早くから支配的であつた(10)。然し、小作料額とその農業生産額に対する比率は府県のそれに比して可成り低かつたが(表7参照)、農業の生産力が農民の生活を維持し得るにすぎない状態では、小作農にとつて小作料の支払は極めて困難なものであつた。それでも、土地寄生が可能であつた根拠の一つは、小作料がパーシジョンソイルの地力から搾出されたことにある(表8参照)。「農場収入」では、小作は自作と変りないのに、「農場支出」では、小作は自作に比し著しく少い。同一経営面積では自作でも小作でも「種苗費」「飼料費」「消耗品費」「修繕費」「傭人労銀」に大きな差異はなく、然かも経営費の現金支出中「肥料費」の比率は極めて大きかつたから「農場支出」の差異は主として「肥料費」の差異に起因しているといえる。「彼等(小作人)……略……は土地を養わぬのである肥料を用いず土地を荒らし土地を破壊する故に農場主は常に嘆息して曰く小作人に土地を貸せば荒

表 7 小作料の種類と生産高に対するその割合

		契約上の小作料		最近5ヶ年平均 実取小作料		最近5ヶ年平均 生産高		実取小作料の 生産高に対す る割合 %
		種類	数量	種類	数量	種類	数量	
普通								
一毛作畑	上	畑	金 円 厘 2.375	金	円 厘 2.187	裸麦	石 合 1.250	13
	中	畑	同 1.750	同	1.400	同	1.000	14
	下	畑	同 1.000	同	737	同	725	10
一毛作畑	上	畑	金 2.500	同	2.220	大豆	1.460	22
	中	畑	同 1.050	同	1,520	同	1.210	14
	下	畑	同 1.010	同	980	同	840	14
一毛作畑	上	畑	穀菽豆類 1,960	穀菽豆類 1.820	穀菽豆類	円 厘 8.517	21	
	中	畑	同 1.183	同	1.096	同	5.848	19
	下	畑	同 712	同	652	同	3.350	19
普通								
一毛作畑	上	畑	金 円 厘 6.805	金	円 厘 5.322	金	円 厘 23.903	22
	中	畑	同 4.672	同	3.708	同	18.139	20
	下	畑	同 2.594	同	2.025	同	12.496	16
一毛作畑	上	畑	大豆 合 .287	大豆 合 356	大豆	円 厘 1.107	32	
	中	畑	同 .187	同 153	同	835	18	
	下	畑	同 .121	同 256	同	180	36	
一毛作田	上	田	米 石 合 1.142	米 石 .998	米	石 合 3.337	30	
	中	田	同 .939	同 .782	同	2.719	29	
	下	田	同 .523	同 .483	同	1.786	27	
特例								
一毛作畑	上	畑	裸麦 合 350	裸麦 合 320	裸麦	石 合 1.500	21	
	中	畑	同 250	同 220	同	1.000	22	
	下	畑	同 150	同 150	同	700	21	
一毛作田	上	田	金 円 厘 4.000	金 円 厘 4.000	米	石 合 1.589	20	
	中	田	同 2.500	同 2.500	同	1.176	17	
	下	田	同 1.000	同 1.000	同	775	10	

表 8 北海道における小作料支出と農家経済 (大正元年) 産業調査報告書より作成

種別	地方	経営面積	1 農 場 入	2 農 場 出	3 生 計 費	4 = 1 - (2+3)	5 租 税	6 = 1 - (2+3+5)	7 小 作 料	8 副 業 入	9 = (1+8) - (2+3+5+7)
水	札幌	自作	25 539.800	136.500	322.530	30.770	28.350	2.420	0	35.500	+ 87.920
		小作	25 488.490	84.053	292.637	111.800	7.200	104.600	4斗 145.000	45.600	+ 5.200
	空知	25 510.087	131.900	284.169	94.018	16.593	77.425	0	11.667	+ 89.087	
田	上川	自作	25 486.329	140.800	282.955	62.574	28.728	33.846	0	18.900	+ 52.741
		小作	25 500.500	89.000	279.100	532.400	8.500	123.900	5斗 181.250	60.800	+ 3.450
	函館	25 447.272	119.685	281.933	35.654	32.037	3.617	0	55.833	+ 69.050	
	平均	自作	25 472.200	86.700	265.463	120.037	10.300	109.737	4斗 150.000	59.300	- 2.700
		小作	25 495.872	132.221	292.893	70.753	26.927	44.326	0	30.475	+ 74.801
畑	札幌	自作	50 381.130	102.092	268.999	11.039	19.059	- 8.020	0	29.814	+ 21.796
		小作	50 391.300	72.700	247.500	71.280	9.200	62.080	100.000	39.170	+ 1.570
	空知	50 393.647	123.313	253.181	17.153	22.057	- 4.904	0	33.145	+ 28.241	
	上川	自作	50 390.500	85.200	252.900	52.400	7.600	44.800	100.000	58.930	+ 3.730
		小作	50 445.707	114.929	279.959	50.819	23.844	26.975	0	25.086	+ 52.061
	平均	自作	50 405.200	64.200	252.200	88.800	10.300	78.500	125.000	55.700	+ 9.200
函館		50 367.446	98.066	244.710	24.760	23.980	0.778	0	29.780	+ 30.433	
小作		50 402.300	75.000	264.600	62.700	11.308	51.400	100.000	54.700	+ 5.200	
平均	自作	50 397.233	109.600	261.312	26.321	22.237	4.084	0	29.456	+ 33.140	
	小作	50 397.325	74.500	254.300	77.525	9.600	67.925	106.250	52.250	+ 4.925	

原資料の「生計費」には租税がふくまれているので、これを取り出して別項目として取扱つた「農場支出」は種苗費飼料費肥料代消耗品費備入労銀修繕費を含む

農耕地処分総括表 (大正元年)

	筆数	積地	面積 全対寸	積歩 に含 歩%
5町歩以下	77,634	261,191		21.3
5町歩以上 20町歩以下	62,892	454,497		37.0
20町歩以上 100町歩以下	4,881	173,580		14.0
100町歩以上 300町歩以下	986	174,409		27.5
300町歩以上	319	164,150		
計	146,712	1,227,827		

産業調査報告書第1巻より引用

蕪たらしむと、(北海道農会報 Vol.13 No.10 凶作に対する諸大家の所見・高岡法学博士談)。「又大地積小作人は専ら増収に焦心しいるため土地管理方法は地主者に対し粗雑に流るるの弊あり、(北海道農会報 Vol. No.16 「十勝移住民の概況」)と。小作農は施肥せずに耕作して「農場支出」を切りつめそれによつて地力を収奪し、その収奪分を小作料に転化したのである。それは結局地主はよい土地を保有し「その土地を保有する間は唯小作料を引上げ又は小作年限の短縮にのみ着目し(北海道農会報 Vol.7 No.84 北海道拓殖促進策)」たからで「折角立派に開墾せられたる土地も為に時としては再び原状に退歩する不幸を免れざるが如(前掲同報)」くであつた。

註(2) 北海道農地改革史 Ⅴ 卷小作慣行参照。

土地寄生を可能とした根拠の他のものは、小作農の労賃部分が過少評価されたことと彼等の副産物収入及び出稼収入等さえもが小作料部分に転化したことにある。表8で小作農の「生計費」が自作農のそれより少いこと及び「副業収入」によつて初めて(617)

のマイナスを補い得ることはこのことを示している。

そして、これらが北海道における寄生地主成立の物質的基盤であつたが可、それは農家経済に貨幣経済が浸透して初めて成熟し得るものであつた。とに角、貨幣支出の削減と貨幣収入の榨出によつて小作料の支払がなされているからである。畑小作料が北海道で早くから貨幣で支払われていたことは農家経済に貨幣経済が浸透しつつあつたことの結果である。他方、小作農は府県からも大量に移殖されて、寄生地主制の階級的基盤を形成した(表9参照)。それは一般畑作物が農民的商品作物として栽培され得たからである。国有未開地の払下げによる開墾地主はこの二つの基盤に基いて広汎に成立した(22)。又農業の商品生産を通じて小作農は既述のように農民層分化からも生み出され始めた。かくして土地寄生が成立すると雇人や日雇を使得するブルジョワ的萌芽を有していた経営は資本家的経営に発展することなく崩れて土地寄生化し、商人資本の中にも既墾地を集積し

て小作料を取得するものが現れてきた^{註2)}。そして畑作における原生的な地力が消耗し始めると地主は減耗が比較的少い水田の地力に物質的基盤を求め始めた。

註1) 産業調査報告書(第六卷農業経営)によれば次の如し「小作農ハ…略…即チ生計費ノ低劣純益ノ薄少農場支出(小作料以外)ノ低減副収入ノ稍々勝ルコト差額ノ総計ヲ以テ小作料ノ払支ニ当テツアルモノナルヲ知ルベシ」

註2) 産業調査報告書によれば大正元年末までの結果では農耕地処分面積(国有未開地私下げ処分)二〇町歩以上の処分筆数六、一八六(総処分筆数の四二%)その面積は約六一万二四町歩で、処分面積の約四・二%に及んでいる。

註3) 湯沢誠前掲「明治期における北海道の農民分解について」研究書報ZON及び拙稿商品生産の展開と寄生地主の成立」農業経営研究第4集補論1・同2参照。

かくして、明治末期の北海道には極めて広汎に寄生地主が成立した。それは少張・空知・雨竜・上川(石狩国)・空知(富良野)等諸郡に代表される農民的商品生産の高い農業中核地帯に特に著しかった(表1参照)。この地域には大地主(その大半は不在地主)の進出も著しく(表10・11参照)。又上層農民や商人の土地寄生化するものも多かつた。即ち、北

表 9 移住民の移住国別・職業別

		戸数	人 数	職業別			農外
				自作	小 作	未定	
渡島	明治36年 同 39年	15	55 433	3 109	25 176	18 68	9 77
後志	同 36年 同 39年	167	526 2,239	19 209	386 1,437	81 397	40 197
石狩	同 36年 同 39年	2,137	6,186 11,141	858 1,446	4,759 7,674	355 1,415	214 606
天塩	同 36年 同 39年	458	1,086 8,611	279 886	735 2,268	55 393	17 64
北見	同 36年 同 39年	243	595 1,100	95 120	425 704	4 153	35 123
胆振	同 36年 同 39年	362	1,005 3,319	220 392	707 2,368	59 376	16 182
日高	同 36年 同 39年	41	171 343	35 21	103 273	31 42	2 7
十勝	同 36年 同 39年	487	1,263 4,021	405 980	731 2,838	88 164	39 39
釧路	同 36年 同 39年	10	50 197	45 47	4 134	- 11	1 5
根室	同 36年 同 39年	-	- 2	- -	- -	- -	- -
計	同 36年 同 39年	3,920	10,937 26,406	1,959 4,211	7,875 17,876	727 3,019	367 1,300

殖民公報19号(職業別は移住後の職業にして確定せるものあり希望に止まるものあり移民の陳述によりて統計す)より引用

表 10 地主に属する小作戸数別にみた地主及小作戸数 (明治末)

支 序		実 数						比 率						
		小作人 3 戸 以 下	小作人 3 戸 以 上	小作人 10 戸 以 上	小作人 50 戸 以 上	小作人 100 戸 以 上	小作人 500 戸 以 上	合 計	小作人 3 戸 下	小作人 3 戸 上	小作人 10 戸 上	小作人 50 戸 上	小作人 100 戸 上	小作人 500 戸 上
札幌	地主	2,974	242	70	10	5	-	3,301	90.1	7.3	2.1	0.33	0.15	%
	小作人	3,723	1,126	1,216	669	656	-	7,390	50.4	15.2	16.4	9.00	8.90	
空知	地主	2,659	463	145	27	13	1	3,310	80.4	14.0	4.4	0.82	0.39	0.03
	小作人	4,571	2,346	3,159	1,689	2,146	588	14,499	31.5	16.2	21.8	11.60	14.80	4.10
上川	地主	3,845	463	127	22	5	3	4,466	86.1	10.4	2.8	0.49	0.11	1.07
	小作人	6,283	2,668	3,359	1,473	1,976	1,485	17,234	36.5	15.5	17.5	8.50	11.50	8.60
後志	地主	2,251	330	161	13	8	-	2,763	81.4	12.0	5.8	0.47	0.29	-
	小作人	2,708	1,190	2,518	1,106	1,040	-	8,562	31.5	13.7	29.4	12.90	12.10	-
檜山	地主	1,364	123	44	1	6	-	1,538	88.8	8.0	2.8	0.06	0.39	-
	小作人	2,091	542	922	83	653	-	4,291	48.7	12.6	21.5	1.90	15.20	-
函館	地主	1,792	995	58	4	4	-	2,853	62.8	34.9	2.0	1.14	0.14	-
	小作人	1,556	1,057	1,023	317	674	-	4,627	33.6	22.9	22.1	6.90	14.60	-
室蘭	地主	493	116	46	12	-	-	667	74.0	17.4	6.9	1.80	-	-
	小作人	894	655	1,075	755	-	-	3,379	26.4	19.4	31.8	22.40	-	-
浦河	地主	531	78	14	1	1	-	625	84.8	12.5	2.2	0.16	0.16	-
	小作人	1,081	326	250	50	130	-	1,837	68.9	17.7	16.6	2.70	7.10	-
河西	地主	1,637	211	50	7	4	-	1,909	85.7	11.0	2.6	0.37	0.21	-
	小作人	2,138	555	736	334	890	-	4,653	46.0	11.9	15.8	7.20	19.10	-
釧路	地主	129	45	14	-	2	-	190	67.9	23.7	7.4	-	1.10	-
	小作人	199	170	244	-	245	-	858	23.2	19.8	28.4	-	28.60	-
根室	地主	21	-	-	-	-	-	21	100.0	-	-	-	-	-
	小作人	30	-	-	-	-	-	30	100.0	-	-	-	-	-

表 11 三百町歩以上所有者住所(明治末)

支 庁 別	居住セザ ルモノ	居住セザ ルモノ	居住セザ ルモノ 割合 %
札幌	9	6	56.7
上川	9	22	64.0
空知	20	27	56.0
後志	14	12	45.9
檜山	4	7	60.0
函館	2	3	71.4
室蘭	1	34	69.7
浦河	2	1	36.8
河西	23	19	48.3
釧路	1	2	69.6
根室	-	-	43.7
網走	7	-	28.5
宗谷	5	4	41.6
増毛	2	-	26.9
合計	99	137	53.8

調査報告書5巻より引用

産業調査報告書5巻より引用

支 庁 別	細走 小作人	網走 小作人	宗谷 小作人	増毛 小作人	全道 小作人	1,075	84.3	12.0	3.3	0.19	0.19	0.19
札幌	19,879	1,096	217	894	28,904	2,585	42.4	17.5	24.4	4.50	11.30	-
上川	3,316	452	15	75	11,571	238	91.2	6.3	2.1	0.42	-	-
空知	803	630	5	59	803	727	70.7	11.0	8.1	10.30	-	-
後志	15,813	803	59	29	15,813	985	88.7	7.6	2.9	0.51	02.0	-
檜山	803	15,813	59	29	803	3,455	52.0	8.7	16.9	10.00	12.40	-
函館	7,013	105	5	347	7,013	80.6	15.0	3.6	0.47	0.23	0.18	-
室蘭	9,129	292	-	427	9,129	74,493	39.0	15.2	21.0	10.00	12.00	2.800
浦河	2,063	52	-	2	2,063	24,159	80.6	15.0	3.6	0.47	0.23	0.18
河西	4	-	-	-	4	74,493	39.0	15.2	21.0	10.00	12.00	2.800

海道における寄生地主成立の中心であつた。

唯、十勝内陸部を中心とする地域では自作農による商品生産の展開が特徴的であり、釧路・根室等の郡に代表される沿岸周辺地帯には商品生産の展開も低く、農耕では地主制の成立は余り認められない地帯が多かつたが、一部の半農半漁の地域には商品生産の展開なくして小作化が進行していた(表1参照)。

〔補論一〕 空知・上川・十勝・札幌・後志の商品生産が高度に展開した地方には土地売買が多く、しかも、この土地売買は実質的には抵当流れによる土地取得であつたから、従つて既墾地を集積した地主(特に商人・高利貸・地主の三身一体化により土地集積したもの)の多いことが推定できる(注)。

土地売買 (土地売買が多いと思われる)
登記所のみについての調査

登記所		畑				田			
		30町歩以下		30町歩以上		5町歩以下		5町歩以上	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
札幌	明治43年	960	2,676	5	290	119	202	110	316
	" 44年	961	3,233	4	533	115	272	15	190
岩見沢	" 43年	716	3,054	1	37	5	8	3	15
	" 44年	729	3,319	2	159	5	8	1	5.4
月形	" 43年	116	436	-	-	2	1	-	-
	" 44年	153	315	-	-	3	9	-	-
滝川	" 43年	525	1,749	1	612	12	23	-	-
	" 44年	478	1,568	2	231	12	24	-	-
深川	" 43年	639	2,301	2	90	2	7	-	-
	" 44年	613	2,603	5	250	2	7	-	-
旭川	" 43年	1,262	4,970	1	107	12	19	-	-
	" 44年	1,314	4,692	3	136	11	11	-	-
名寄	" 43年	639	3,118	1	35	-	-	-	-
	" 44年	887	4,148	2	92	-	-	-	-
帯広	" 43年	541	3,254	-	-	-	-	-	-
	" 44年	640	3,624	6	330	-	-	-	-
余市	" 43年	278	1,267	1	38	4	3	-	-
	" 44年	219	733	-	-	3	5	-	-
倶知安	" 43年	223	1,217	-	-	-	-	-	-
	" 44年	178	869	-	-	-	-	-	-
森	" 43年	157	486	-	-	-	-	-	-
	" 44年	98	313	-	-	-	-	-	-
江差	" 43年	559	332	-	-	102	30	-	-
	" 44年	593	377	-	-	146	71	-	-
計	" 43年	6,615	24,860	12	1,209	258	293	113	331
	" 44年	6,863	25,254	24	7,731	297	407	16	195.4

産業調査報告書1巻より引用

(註) 産業調査報告書第一巻(土地)によれば「登記ニ就テ聞ク所ニヨレハ小地積ノモノハ売買形式ヲ踏ムト雖トモ其実ハ一種ノ土地抵当ニシテ売買ノ形式ヲ踏ミテ金ヲ借入ルルモノ其多数ヲ占ム……略……如斯キ形式ニ依リテ借金スルモ其利子ニ追ハレ遂ニ買戻スコト能ハスシテ小作農ニ変スルモノ少カラサルヘシ」又「土地移動ノ自由ハ又土地兼併ノ幣ヲ醸生スルノ虞アルハ事実ナリ」と。

例えば、産業調査報告書によれば、空知支庁の土地売買面積は私有地総面積の約一％に及んでいる。

(補論2) 相当面積の手

収 入				支 出			
	反 別	総収穫高	総 価		金 額		金 額
	反	石	円 錢		円 錢 厘		円 錢 厘
裸 麦	23.0	23.0	138.00	種 苗 費	80.510	農 具 資 本 利 子	13.500
燕 麥	84.0	176.4	476.28	飼 料 費	95.995	同 償 却 資 金	22.500
菜 種	12.0	12.0	102.00	肥 料 代	102.180	同 修 繕 費	15.000
大 豆	8.0	7.2	61.20	消 耗 品 費	84.750	流 通 資 本 利 子	18.000
小 豆	6.0	5.4	48.60	傭 入 労 銀	632.275	公 課 税	120.200
菜 豆	70.0	56.0	448.00	自 家 労 銀	189.000	雑 費	80.000
碗 豆	20.0	20.0	170.00	動 物 資 本 利 子	17.000		
馬 鈴 薯	12.0	360 石	198.00	同 償 却 資 金	28.000		
玉 蜀 黍	1.5	18.0 石	90.00	建 物 資 本 利 子	48.384		
牧 草	5.0	950 石	39.58	同 償 却 資 金	16.314		
蕃 麥	10.0	9.0	54.00	同 修 繕 費	13.441		
荏 胡 麻	12.0	12.0	108.00	土 地 資 本 利 子 (土 地 改 良 資 本 を 含 む)	338.800		
稻 黍	8.0	18.0	44.00	土 地 改 良 維 持 費	2.400		
合 計		8.0	1,977.66	土 地 改 良 償 却 金	1.000		

殖産収入 1,977円66銭
 副業収入 1円50銭
 合 計 1,979円16銭

合 計 1,919円6銭9厘
 差 引 純益金60円9銭1厘

作りをなす経営が一定限度の経営面積（一五町から三〇町位）を超えると次第に土地寄生化していったのは、雇人を用いる土地耕作よりは小作料収入に依存する土地寄生が有利だったからである。例えば、

三〇町歩農業経営（普通地普通農業後志支庁管内）の収支（産業調査報告書（第六巻農業経営）による）は前頁の表の如し。

この経営の労役者は男三人女三人、耕作に投じた自家労力は男三六〇人女一八〇人、又傭人労力のそれは男三六三・五人、女七九二人である。

これに対し土地に寄生する地主の小作料収益はそれを上廻る。例えばその一、二の例（産業調査報告書第六巻農地管理による）は次の如くである。

一例 石狩泥炭地地方 丙農場

地積 畑二五町 但内約五町は農耕に適せず

明治三九年創業、大正二年に至るまでの結果。

投入資金 土地費 一、六九九円五九〇 經常費 一一九円〇二〇 計 一、八一八円六一〇

経営三年目により小作農収入あり、其額一、二六六円五〇〇 五年目より剰余金を生じ其額四八一円四二〇

経営者の収入は合計 一、一四七円四三〇

即ち一ヶ年平均 一四三円四二九

二例 雨竜地方 丙農場

地積 畑二四町三反五畝一步、内未墾地一町三反二畝三步あり

明治二六年創業、大正二年までの結果

投入資金 土地費 三、四六一円〇〇〇 經常費 四五八円六九五 計 三、九一七円六九五

二年目より収入あり其の総額 六、五二三円六〇〇

二年より剰余金を生じその額 三、九七五円五四七

投入資本に対する利子合計 二、〇九〇円三五八

経営者の収入は合計 六、〇六四円九〇五

即ち一ヶ年平均 二八八円八〇五

雇人を用いる手作経営では、府県市場と直結した当時の農産物価格形成の状態（恐らくここでは平均利潤は成立しなかつた）では、労賃と地力から小作料取奪を行う土地寄生に匹敵し得なかつたのである。猶、農産物価格の上昇を上廻る雇用労賃の高騰が府県における手作地主消滅の槓桿の一つであつたように、北海道においても、当時農産物価格の上昇を上廻る雇用労賃の高騰があつた。詳しくは拙稿「商品生産の展開と寄生地主の成立」農業経営研究（北大農経）第四集参照。

四 む す び —— 問題の提起に代えて ——

北海道における地主制形成の起点は府県の労働力を小作農として移植したことにあつたが、小作農は後には農民層の分化からも生まれた。これらは北海道の地主制の階級的基盤を形成した。他方、小作料はバージン・ソイルの原生的地力と小作農の労賃部分及び彼等の雑収入（副産物収入、出稼収入）から搾出されたが、これは地主制の物質的基盤を構成した。この両基盤は北海道に府県市場と密接に結びついた農民的商品生産の展開があつて初めて形成され、成熟し得たものと考えられる。そして確かに、農民的商品生産が展開した空知・上川地方にはブルジョワ的発展への萌芽が見られたが歪曲されて、北海道に特徴的な開墾地主と共に結局、農民層の分化に基く土地寄生や商人・高利貸・地主の三身一体的取奪による商人の耕地集積地主が成立し、將にこれらの地域は寄生地主成立の中心地であつた。従つてこれらのことは北海道における地主制形成の必然性を考察するには、農民的商品生産の検討が前提として必要であること、しかもその農民的商品生産は府県農民の階層分化と階級分解、そして府県農業市場の形成とのつながり等においてわが国資本主義発展の観点から検討されるべきことを要求していると言ひ得る。

北海道に展開された農民的商品生産が如何にしてその地主制形成の必然的前提たり得たのかという問題の核心は、恐らく、かかる観点から検討されるべきである。